医療従事者の処遇改善に関する取り組みについて

当院では、患者様に質の高い医療を継続的に提供するため、医療現場で働くスタッフの処遇改善（賃上げ）および働きやすい環境づくりに取り組んでおります。

この取り組みの一環として、厚生労働省が定める診療報酬に基づき「外来・在宅ベースアップ評価料」を算定しております。本評価料によって得られた収入は、全額を当院のスタッフの給与改善に充てております。

患者様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年 6 月 1 日

日赤通り谷﨑 MA クリニック
院長　谷﨑俊哉